

第414回上山市農業委員会総会議事録

1 期 日 令和5年5月25日（木）午後1時30分開会

2 場 所 市役所 401・402会議室

3 出席委員 16人

1 番 江口勘四郎委員	2 番 長沼健司委員	3 番 山川光照委員
4 番 上妻一実委員	5 番 山口久志委員	6 番 吉田とも委員
7 番 井上隆市委員	8 番 松田陽一委員	9 番 木村 正委員
10 番 富田憲一委員	11 番 鈴木萬四郎委員	12 番 渡邊智春委員
13 番 後藤敏秀委員	14 番 原田広幸委員	15 番 木村辰也委員
16 番 花谷和男委員		

傍聴 人

4 欠席委員

5 議事日程

日程1 諸般の報告

日程2 議事録署名委員の指名

日程3 議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程4 議 第2号 第479回農用地利用集積計画（所有権移転）について

日程5 議 第3号 第480回農用地利用集積計画（利用権設定）について

日程6 議 第4号 第481回農用地利用集積計画（転貸を伴う利用権設定）について

日程7 議 第5号 上山市農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

日程8 議 第6号 推進委員等の最適化活動の点検・評価について

日程9 報告第1号 農地法第18条の規定による通知書の受理について

日程10 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

6 事務局出席職員

事務局長 漆山徹、係長 柏倉昌範、係員 大沼織江、係員 ~~伊藤亜子~~

7 会議の概要

議長	定刻になりましたので、5月17日に告示になりました、第414回上山市農業委員会総会を開会します。 出席委員は定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の会議は、各位のお手元に配布しております議事日程により進めます。
議長	日程1、諸般の報告であります、事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	諸般の報告を申し上げます。 第1、招集告示について、令和5年5月17日、上山市農業委員会告示第5号により、令和5年5月25日、第414回上山市農業委員会総会を招集する旨告示されました。 第2、出席告知について、令和5年5月18日付け農委第90号をもって、第414回上山市農業委員会総会に出席されるよう告知いたしました。 第3、総会資料の配布について、第414回上山市農業委員会総会日程等、関係資料はお手元に配布しております。 第4、総会出欠席委員数について、委員定数16人、現在出席委員16人となっております。
議長	日程2、議事録署名委員の指名であります、上山市農業委員会総会会議規則第29条の規定により、議長において、12番、渡邊智春委員、14番、原田広幸委員を指名いたします。
議長	日程3、議第1号、農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。はじめに所有権の移転について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	議第1号、農地法第3条の規定による許可申請の所有権の移転について説明いたしますので、議案書の1ページをお開きください。1件の申請がございました。 整理番号1について説明いたします。譲渡人は三上在住の〇〇氏、農業、譲受人は三上在住の〇〇氏、会社員であります。三上地内の畑1筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地の

	全部効率活用の可否、農業常時従事の可否、地域との調和の可否はいずれも可であることから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。14番、原田広幸委員。
原田委員	整理番号1について、現地調査の結果を報告します。〇〇氏の叔母の〇〇氏から電話で聞き取りを行いました。〇〇氏の祖父の〇〇氏がラ・フランスを作っていたが、現在は荒れている農地です。伐根して柿を植えるよう勧められた際に調査した結果、〇〇氏の土地だとわかったとのことです。特に問題はないと考えます。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち、所有権の移転の整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、賃借権の設定について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	賃借権の設定について説明いたしますので、議案書の2ページをお開きください。1件の申請がございました。 整理番号1について説明いたします。貸し人は金生西二丁目在住の〇〇氏、無職、借り人は東町在住の〇〇氏、農業であります。金生西二丁目地内の畑1筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果につ

	いて報告をお願いします。１０番、富田憲一委員。
富田委員	昨日、現地調査を行いました。この土地は、面積が小さく、自宅から近いので管理しやすい。近く人に迷惑をかけないようにするとのこと。よろしくご審議ください。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。
木村辰代理	〇〇氏は〇〇の関係者か。
事務局	〇〇氏は、〇〇氏の弟の〇〇氏の息子さんになります。
議長	他にございますか。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第３条の規定による許可申請のうち、賃借権の設定の整理番号１については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。
議長	日程４、議第２号、第４７９回農用地利用集積計画の所有権移転について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	議第２号、第４７９回農用地利用集積計画の所有権移転について説明いたしますので、議案書の３ページをお開きください。２件の申請がございました。 整理番号１について説明いたします。譲受人は皆沢在住の〇〇氏、認定農業者、譲渡人は富山県高岡市在住の〇〇氏であります。皆沢地内の畑６筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たす

	と考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号 1 については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号 2 について事務局長より説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号 2 について説明いたします。譲受人は関根在住の〇〇氏、認定農業者、譲渡人は細谷在住の〇〇氏であります。関根地内の畑 1 筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など旧基盤強化法第 18 条第 3 項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。
木村代理	現在の農地の状況は。
事務局	現状は荒れています。取得後に桃を新植したいとのことです。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号 2 については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長	日程５、議第３号、第４８０回農用地利用集積計画の利用権設定について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	議第３号、第４８０回農用地利用集積計画の利用権設定について説明いたしますので、議案書の４ページをお開きください。２件の申請がございました。 整理番号１及び２については関連がありますので、一括して説明いたします。借り人は皆沢に事務所を有する株式会社〇〇、認定農業者、貸し人は牧野在住の〇〇氏及び〇〇氏であります。牧野地内の畑３筆について、賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号１及び２については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。
議長	日程６、議第４号、第４８１回農用地利用集積計画の転貸を伴う利用権設定について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	議第４号、第４８１回農用地利用集積計画の転貸を伴う利用権設定について説明いたしますので、議案書の５ページをお開きください。３０件の申請がございました。全て農地中間管理機構を通じた貸借で、転貸者は全て山形市に事務所を有する公益財団法人やまがた農業支援センターです。 整理番号１について説明いたします。借り人は山形市在住の〇〇氏、貸し人は山形市在住の〇〇氏であります。〇〇氏は新規就農希望

	者であり、久保手地内の畑 1 筆の一部について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第 18 条第 3 項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、新規就農希望者については、農地専門委員会で聞き取りを行っておりますので、農地専門委員長より聞き取り結果について報告をお願いします。
富田委員長	5 月 12 日に農地専門委員会を開催して審査いたしました。〇〇氏は〇〇に勤務しております。収穫したブドウは〇〇で醸造してもらう予定であり、現在のところ自分でワイナリーを作る予定はないということです。農地専門委員会では許可すべきと判断いたしました。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号 1 については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号 2 について事務局長より説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号 2 について説明いたします。借り人は中山在住の〇〇氏、貸し人は中山在住の〇〇氏であります。中山地内の畑 1 筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第 18 条第 3 項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)

議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号２については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号３から７は関連がありますので、事務局長より一括して説明いたします。事務局長。
事務局長	整理番号３から７について説明いたします。借り人は藤吾在住の〇〇氏、貸し人は長清水一丁目在住の〇〇氏、〇〇氏、長清水二丁目在住の〇〇氏、長清水一丁目在住の〇〇氏及び金瓶在住の〇〇氏であります。長清水地内の田７筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号３から７については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に整理番号８及び９については関連がありますので、事務局長より一括して説明いたします。事務局長。
事務局長	整理番号８及び９について説明いたします。借り人は金生西二丁目在住の〇〇氏、貸し人は牧野在住の〇〇氏及び〇〇氏であります。牧野地内の畑１１筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

	(なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号８及び９については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号１０について事務局長より説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号１０について説明いたします。借り人は皆沢在住の〇〇氏、貸し人は阿弥陀地在住の〇〇氏であります。阿弥陀地地内の田２筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。
	(なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号１０については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号１１について事務局長より説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号１１について説明いたします。借り人は河崎三丁目在住の〇〇氏、貸し人は皆沢在住の〇〇氏であります。三上地内の田２筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長	これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号１１については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号１２について事務局長より説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号１２について説明いたします。借り人は川口在住の〇〇氏、貸し人は高松在住の〇〇氏であります。高松地内の田１筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号１２については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号１３について事務局長より説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号１３について説明いたします。借り人は長清水二丁目在住の〇〇氏、貸し人は川口在住の〇〇氏であります。石曾根地内の畑１筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長	これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号１３については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号１４から１７は関連がありますので、事務局長より一括して説明いたします。事務局長。
事務局長	整理番号１４から１７について説明いたします。借り人は金生西三丁目在住の〇〇氏、貸し人は千葉県鎌ヶ谷市在住の〇〇氏、牧野在住の〇〇氏、〇〇氏及び〇〇氏であります。牧野地内の畑２５筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号１４から１７については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号１８から２０は関連がありますので、事務局長より一括して説明いたします。事務局長。
事務局長	整理番号１８から２０について説明いたします。借り人は下生居在住の〇〇氏、貸し人は天童市在住の〇〇氏及び上生居在住の〇〇氏であります。中生居地内の畑３筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考え

	えます。以上で説明を終わります。
議長	これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号１８から２０については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。
議長	日程７、議第５号、上山市農地等の利用の最適化の推進に関する指針について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	議第５号、上山市農地等の利用の最適化の推進に関する指針について説明いたします。 農地等の利用の最適化の推進に関する指針につきましては、農業委員会等に関する法律第７条第１項で策定義務が規定されており、農業経営基盤強化促進法等の一部改正に伴い、必要な改正を行うものであります。 改正内容についてご説明いたしますので、別冊の参考資料をご覧ください。 １ページ目、下から４行目につきましては、指針に定める内容として新たに「達成状況に対する評価方法等」を加えるものであります。下から２行目につきましては、指針は「山形県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び上山市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として目指す農地の状況を示すもの」と改めるものであります。２ページ目、上から５行目につきましては、根拠となる国通知の変更に伴い必要な改正を行うものであります。１０行目につきましては、「及び評価方法」を加えるものであります。下から３行目につきましては、「適宜」を「日常的に」に改めるものであります。３ページ目、１行目につきましては、システムの名称変更に伴い、「農地情報公開システム（全国

	農地ナビ)」を「農業委員会サポートシステム」に改めるものであります。7行目につきましては、「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」が遊休農地調査に統合されたことに伴い、必要な改正を行うものであります。10行目につきましては、「遊休農地の発生防止・解消の評価方法」について、新たに規定するものであります。下から5行目から4ページ目6行目までにつきましては、「人・農地プラン」から「地域計画」への変更に伴い、必要な改正を行うものであります。11行目につきましては、制度改正に伴い「県知事の裁定で」を「農地中間管理機構を通じて」に改めるものであります。下から4行目につきましては、「新規就農フェア等への参加」について記載を追加するものであります。5ページ目3行目につきましては、下限面積の撤廃に伴い項目を削除するものであります。6行目につきましては、「新規参入の促進の評価方法」について新たに規定するものであります。 下から9行目につきましては、「「地域計画」の目標を達成するための役割」について、新たに規定するものであります。 なお、改正後の上山市農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、別冊の議第5号としてお示ししております。以上で説明を終わります。
議長	これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。
富田委員	下限面積が撤廃されている。農地専門委員会での新規就農者の審査についてはどこで線引きしていくのか。
事務局	今回の指針の改正については、法改正に伴うものとなります。農地専門委員会での審査については、農地専門委員会の中で相談させていただきたいと考えています。
木村正委員	下限面積が撤廃されたことにより、農業経営の考え方が変わってきた。
事務局	専業農家の方を想定して、これまでは下限面積を20aと設定してきた。国の考え方が変わってきており、専業農家だけでなく兼業農家など農地を取得する方の対象を広げて、遊休農地の増加を食い止めた考えのようだ。農地の取得等の許可については残っているその他の要件により適切に判断していく。

議長	他にございますか。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。上山市農地等の利用の最適化の推進に関する指針については、原案の通り改正することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり改正することに決しました。
議長	日程 8、議第 6 号、推進委員等の最適化活動の点検・評価について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	議第 6 号、推進委員等の最適化活動の点検・評価について説明いたします。 まず、本日追加でお渡しした「令和 4 年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価」をご覧ください。 こちらにつきましては、令和 4 年度の農業委員会全体の最適化活動の点検・評価を行うものになります。まず、「1 最適化活動の成果目標」についてです。(1) 農地の集積につきましては、集積率の目標 48.5%に対し、実績 47.0%となりました。(2) 遊休農地の解消等につきましては、緑区分解消面積の目標 0.4 ヘクタールに対し、実績 2.5 ヘクタールとなりました。(3) 新規参入の促進につきましては、同意・公表面積の目標 2.3 ヘクタールに対し、実績 0.8 ヘクタールとなりました。次に、「2 最適化活動の活動目標」につきましては、(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数につきましては、月当たり活動日数の目標 10 日に対し、実績 4.5 日となりました。(2) 活動強化月間につきましては、活動強化月間の実施回数の目標 3 回に対し、実績 2 回となりました。(3) 新規参入相談会への参加につきましては、参加回数の目標 1 回に対し、実績なしとなりました。次に「3 農業委員会の点検・評価結果(評語)」につきましては、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」となりました。また、推進委員等の点検・評価結果につきましては、全員が目標に対し

	て期待を（やや）下回る結果となった」となりました。 次に、別冊の「議第 6 号 推進委員等の最適化活動の点検・評価について」をご覧ください。こちらにつきましては、各個人ごとの最適化活動の実績をまとめたものになり、総会で出された意見を付して個人に通知することになっております。意見については各委員の実績に応じて記載しております。以上で説明を終わります。
議長	ただ今の説明について、質疑・意見があれば発言を許します。
木村代理	令和 5 年度の集積等の目標はどのようになるのか。小規模農家への集積の場合は実績になるのか。
事務局	令和 5 年度の目標は 3 月の総会でご協議いただいております、集積率 49 %、活動日数は 8 日と設定しております。活動日数については兼業農家への活動はカウントできます。集積率は担い手に集積したものがカウントになります。
議長	その他ございますか。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。推進委員等の最適化活動の点検・評価については、原案のとおり各委員に通知することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり（ただいま出された意見を付して）各委員に通知することに決しました。
議長	日程 9、報告第 1 号、農地法第 18 条の規定による通知書の受理について報告いたします。内容については事務局長より報告します。事務局長。
事務局長	報告第 1 号、農地法第 18 条の規定による通知書の受理について報告いたしますので、議案書の 10 ページをお開きください。1 件の届出がございました。 整理番号 1 について説明いたします。貸し人は牧野在住の〇〇氏、

	借り人は牧野在住の〇〇氏であります。牧野地内の畑１筆の一部について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。
議長	日程１０、報告第２号、農地法第３条の３第１項の規定による届出について報告いたします。内容については事務局長より報告します。事務局長。
事務局長	報告第２号、農地法第３条の３第１項の規定による届出について報告いたしますので、議案書の１１ページをお開きください。９件の届出があり、全て相続により所有権を取得したものです。なお、整理番号７については農業委員会によるあっせん等の希望有となっております。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。 最後にお諮りいたします。本総会において議決された議案の中で、字句、数字等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、字句・数字等の整理を要するものについては、議長に委任することに決しました。 以上をもって、本日の総会の日程は全部終了いたしました。

(終了時刻 午後２時４３分)

議事録署名委員

議事録署名委員